

崎門學報

第九号

平成29年1月31日
崎門学研究会



目次

『遺言』は、劉因の略歴を次の様に記して

います。以下、近藤啓吾先生『講義』の正訳

を引用します。

「劉因は字を夢吉といつた。保定路の容城

の人である。生まれつき才能人にすぐれてお

り、三歳にして書を読むことを識り、日に千

字余をも覚え、読んだものは直ぐ暗誦すると

いう有様であった。されば二十歳にはつたば

かりの頃には才能器量、人々を超えて毎日書

籍を開し、古の賢者の如き人物を得てこれを

友人しようと思ひ、「聖經の解」を書いた。

劉因は初め、経学を修めるに当たつて訓詁・

注釈の説を考究したことであつたが、やがて

嘆息して「聖人の精細なる義理はこ

こに止まるものではないであろう」と。後

宋の周・程・張・邵・朱・呂諸子の書を得て

これを読むや、一見してその微旨を明らかに

して「正しい學問はきつとこのようにあるこ

とと思つていた」といつたことであつた。

劉因は早く父を亡い、繼母につかえて孝行

であった。その性格道理をわきまえずに世に

調子を合わせたり人と交際したりせず、家は

非常に貧乏ではあつたが、道義に反したもの

は、少しも受けることをしなかつた。家にあつ

て子弟に教え、その態度は尊厳であった。弟

子に対してはその才能器量に応じて教えたの

で、何れも相応に学業を遂げることができた。

このようであつたから、歴々の地位にある人

物には、保定を過ぎる時、因の名声を聞いて

たずねて来るものがあつたが、彼は謙遜して



劉因

次は、卷七の劉因です。まず『靖獻遺言』は巻頭で、劉因の肩書きを、巻二の陶潛と同じく「處士」と記しております。處士とは、陶潛の所でも見たように、君臣の大義のなりに世を退いている者のことです。ただ、同じ處士でも陶潛が「晋の處士」と国名を冠していると異なり、劉因はただ「處士」とのみ記されております。これはどうしてかと云いますと、劉因は西暦一二四九年、保定容城、現在の河北省容城縣の出身ですが、同地は唐の時代に河東の節度使であつた石敬瑭が契丹に割譲して以来、夷狄の占領する所となり、契丹の後には金が、金の後には元が支配するようになりました。つまり、劉因が生まれた時点で、既に河北一帯は夷狄の支配下にあり、一二七九年、劉因が三十歳を迎えるころには南宋が滅んでいます。こうした現実のなかで、因は世祖フビライの召命を固辞し、漢民族の遺臣としての臣節を貫きました。どの国にも仕えなかつたので、あえて「處士」とのみ記している訳です。若林強齋は『講義』のなか

で次の様に劉因の處士としての生き方を讚えています。いわく「此の時分になつて、ことごとく宋と云うのひびきものうなり、宋の遺民も絶えて天下中一人として元の民で無い者はない様になつて元の天下となつておることなれば、耳目もあらためまり人心もかわりて夷狄に仕えるをやましいこととも思わず惣々?ならわしになつて夷狄に仕えたに劉因一人仕えずして中国の民たるをかえず失わらず居られた。爰が大義に明らかな天下全体の忠義で万世の鑑ぞ。宋にもだい仕えぬ人なれば誰がために忠じやと云うて討ち死にせう様もなく飢えて死するの自殺するのと云うことも猶以てないこと故、おるところの地はだい中國の地なれば一生夷狄に仕えぬと云うなりに身を終える、ここが劉因の万世の手本になられました。つまり、劉因が生まれた時

は、劉因の肩書きを、巻二の陶潛と同じく「處士」と記しております。處士とは、陶潛の所でも見たように、君臣の大義のなりに世を退いている者のことです。ただ、同じ處士でも陶潛が「晋の處士」と国名を冠していると異なり、劉因はただ「處士」とのみ記されております。これはどうしてかと云いますと、劉因は西暦一二四九年、保定容城、現在の河北省容城縣の出身ですが、同地は唐の時代に河東の節度使であつた石敬瑭が契丹に割譲して以来、夷狄の占領する所となり、契丹の後には金が、金の後には元が支配するようになります。つまり、劉因が生まれた時

『靖獻遺言』を読む（終）

卷の七、劉因

（フビライ）が、因を推薦するものがあつたので、召して右贊善大夫に任じたが、やがて

葛孔明の「静もつて身を修める」という語を愛してその家を「静修」と号した。元の世祖

（ナムル）が、少しあくにしなかつた。かつて諸

面会を避けることが多かつたため、その意を知らぬもののうちには、傲慢だと罵るものもあつたが、少しも苦にしなかつた。かつて諸

面会を避けることが多かつたため、その意を

知らぬもののうちには、傲慢だと罵るものもあつたが、少しも苦にしなかつた。かつて諸

ゆえそれをなげかるる。」と述べております。また集賢学士は「学校を提調し隠逸を徵求し賢良を召集することを掌る」ことを掌る役職です。世祖フビライをして「召さざるの臣」と言わしめた劉因は、まさに漢室の正統にあらざれば出仕しなかつた諸葛孔明の語（「静修」）を号するに相応しい清節の士と云えましょう。

燕歌行

そんな劉因の『遺言』として絅齋が表章したのが『燕歌行』です。燕とは因が生まれた河北一帯を指す地名であり、歌行とは、我が國の長歌のようなもので、感慨を込めて歌う叙事詩のことです。この『燕歌行』は、劉因の生まれた燕の地が、古来歴々たる漢民族の土地であるにもかかわらず、久しく夷狄に占領されたままになつていることを歎いた慷慨悲歌です。以下に本文と、近藤先生の正訳を掲げます。

薦門悲風来る。易水寒波を生ず。雲物なんぞ色を改むる。游子燕歌を唱ふ。燕歌いづれの處にある。盤欝たる西山の阿。武陽燕の下都。歳晚ひとり経過す。青丘遙かに相連なり。風雨差峩を隣る。七十齊の都邑。百二秦の山河。學術管楽あり。道義丘轉なし。蚩蚩たる魚肉の民。誰とともに干戈を休めん。往事已にかくの如し。後來復た如何。地を割く更に石郎。曲終わりて哀思多し。

「薊門」といい易水といい、いずれも古の冀州のうち、即ち歴々とした中国の地であるのに、久しく他国に奪われたままのこととて、吹く風の声も物悲しく、生ずる波も寒々とし

地を割いて契丹に与えたことによつて決定的となつたのである。それを思えば嘆息は深く、されば一曲を唱い終わつたものの、悲哀の心はいよいよ増したことであつた。」

厳なる所以を却した結果、自主独立の気概を喪失したからです。国家の軍事的従属は、民族の精神的従属に基づくものであり、国民精神が外来思想に汚染侵食され、固有の国体に対する自覚が失われた結果、引き起こされたのです。

たのであるか。さすらいの人たる拙者は、おのづから燕歌を口ずさまざるを得なかつた。されば燕歌はいざこにあつて唱うことか。それは樹々深く茂つた丘のとりまいてる西山の隈、すなはちその昔燕の下都であつた武陽に於いてである。この地は都として栄えていたが、いまはその影もなく荒れ果てている。そこを拙者はこの歳の暮にただ一人通り過ぎたが、目に入つたものはただ遙かに連なる青い丘、そしてその高く嶮しいところも、多年の風雨に崩れてしまつてゐる。思えばこの燕のみでなく、その東に連なる齊の国には七百二の山河があつてその守りを固くして、いたるところであるが、いまはそのいずれも燕

筆者は、この『燕歌行』を読むたびに、アメリカと云う夷狄に占領された我が国の悲哀に想いを重ねざるを得ません。周知のように、戦後我が国は、一九五一年のサンフランシスコ講和条約で名目上の独立を回復しましたが、実際には、現在も五万人近い米軍が、沖縄を始め全国に蟠踞し、占領体制が継続しております。しかるに、戦後七十年以上が経

とつて生け捕りにしてしまえ」と云つて崎門学を創始したことは前に述べました。そして絅齋も、「講義」における劉因の章に、「中国弁」と題する一篇を収め、華夷内外の別を明確に正しております。この「中国弁」は、彼の正統論と並び、絅齋の学説の根幹をなすと思われますので、長文ですが以下に全文を掲げ、読者の参考の用に供したいと思います。

『中国弁』
(原文旧字片假名)

術を誇った管仲・樂毅のごとき人物、その道義を仰がれた孔子・孟子のごとき聖賢も現れることなく、そのため愚かな民衆は、戦よりのがれて平和を楽しむ希望も持てない。これまでのさまがこのようであつたが、この後も果たしていかになりゆくことであろうか。そもそも中国がこの悲しい姿になつてしまつたのは、経緯あることではあるが、かの石郎が

うに「耳目もあらたまり人心もかわりて夷狄に仕えるをやましいこととも思わ」ぬ時勢になつてしましました。このように、我が国民が、夷狄の占領を恥ずかしいとも思わなくなつたのは、アメリカ由来の「自由や民主主義」を普遍的なものと錯覚し、我が国体の尊

「中国夷狄の名、儒書に在り来ること久し。其れ故吾国に在て、儒書盛んに行れ、儒書を読む程の者、唐を以て中国とし、吾国を夷狄とし、甚き者は吾夷狄の地に生れたりとて、悔み歎くの徒之有り。甚だしきかな。儒書を読む者の読み様を失て、名分大義の実を知らざること、哀れむ可きの至りなり。

夫れ天地の外をつつみ、地往くとして天の限る所、其の地なりなりに天を戴けば、各一分の天下にて、互いに尊卑貴賤の嫌いなし。唐の土地九州の分は、上古以来打ち続き風気一定相開け、言語風俗相通じ、自ずからそれなりの天下なり。其の四方のまわり風俗の通ぜざる所の分は、それぞれの異形異風の体なる国々、九州に近き通訳の達する分は、唐より見れば自ずから辺土まわりの様に見うれば、九州を中国とし、外まわりを夷狄と称し来る。其れを知らずして、儒書を見、外国を夷狄と云う様、有となき体を知らず。甚だしき誤なり。或る人曰く。この説尤も明らかに正しく、千載の曠を啓く。名教の益何か是に如ん。去りながら疑う可きことあり。一々是を問わん。

夫れ唐九州礼儀の盛んなる、道徳の高大なること及ぶべきことなし、然れば中国を王にして夷狄これを慕うこと、自ずから其の自体相応たるべし、曰く先ず名分の学に道徳の上下を以て論すること置き、大格の立ち様を吟味すること第一なり。されば徳の高下かまわず、瞽叟こうそうの頑といえども、舜の父たること天下に二つなし。舜吾親は不徳なりとて、我と賤しみ、天下の父の下に付かんと思う理なし。ただ己が親に事へ、終に瞽叟豫よろちびを底して、却つて天下の父子定まる様に成りたるは、舜の親に事るの義理の当然なり。さあれば吾国に生れて、吾國たとえ徳及ばざるとて、夷狄の潛号いわんごうを自ら名乗り、兎角唐の下に付かねば成らざるなり。況や吾国天地開けて以来、正統続き、様に覚え、己が國の戴く天を忘るるは、皆らずや。其の外武毅丈夫にて、廉恥正直の大なるものにして、他国の及ばざる所にあり。中興よりも数々聖賢出でて、吾国を能く治めば、全体の道徳礼儀、何の異国に劣ること有らん。其れを始めより自ら片鱗の如くに思い、禽獸の如くに思い、作り病をして歎く輩、浅ましきことにならずや。是道に主客彼此の間なれば、道の開けたる

書に就いて、其の道を学べば、其の道即ち
我が天地の道なり。たとえば火熱く水冷た
く、鳥黒く鷺白き、親のいとおしく君の離
無きが如し。其れを儒書を読めば唐の道々
とて、全体風俗ともに正念を遷され、手を
あけて渡す様に思い違えるは、皆天地の実
理を見ずして、聞見の狭きに遷さるる故な
り。

或ひと曰く、是れ尤も著し。去りながら
九州の大國、吾が日本の小国、何として同
口に有るべき。曰く、是亦前説の通りにて
何の疑うことなし。左様に云はば、せいの
高き親は親にて、小男も親は賤しいに成る
べきや、大小を以て論じること、全く利害
の情より出る故なり、況や万国の図を以て
見れば、唐の幅はわずか百分の一にも及ば
ず、唐を十程合わせたる国幾個もあり、其
れを中国と立て、唐を夷狄と云わば、唐
人服せんや、或る人曰く、是亦明らかな
り、然るに周礼土圭の法有りて、日月の影
を測れば、嵩嵩山中国に当り、日月の景全
きと云えど、天然自然の中にあらずや、曰
く其れも唐の眞ん中にて云えどその通りな
り、日赤道をくるりとまわれば、赤道の下
通り何れか日影の中にあらざらん、所々に
南蛮鵠舌と譏つてあり、春秋にも夷狄に

会釈つてあり、去れども、周の末呉楚次第に繁昌して唐と張り合い、秦漢以後、歴々の中国となり、南北朝以来は、天子の都となり、後は朱子なども建人なれば、則ち古呉楚の地にて、今は中国中国と云うのかぶなり、すれば、唐の地開闢以来そろそろと切り広げ、其の声教威勢の及ぶだけ程つつ、広がれば、一天子にて統べ治まるなりを中國と立て来たりたる者なり。此の末韃の地天竺^{アラビア}の地も次第次第に治まりて、唐の天子より江南の如くにならば、唐人の口よりは皆中国と云うべし、すれば土圭の影の穿鑿もいらず、只風化の及ぶ所にて云うより外のことなし、且つ三苗の国、淮夷徐戎の類則九州の境内にて、其のまま夷狄にしてあり、況や万国夥しき国なれば、舟車の及ばざる所、又何様聖賢の有りて治むるも知らず、それを頭から中国と云うからは、ひしと夷狄と会釈つて賤しむこと甚だ以て偏私なり。

或る人曰く、是亦誠に異議の云われざることなり。去りながら春秋の説を以て見れば、中国の教えに従うは中国を以て会云あしら积い、夷狄にて変ずること能わざれば、夷狄にすると有れば、風化の及ぶ所皆中国と云うこと明らかなることにあらずや、曰く其れなれば、唐九州も皆祖を左にし言侏離ならば、頼と夷狄と名付くべきや、徳を以て夷狄と云えば、九州も徳あしくなれば夷狄に成り、日影を以て云えば九州より外に徳堯舜に成

りても夷狄の名ははげぬに成る、是皆矛盾す、又大小を以て云えども、唐より大きな國有り、開闢を以て云えども、各国面々の開闢なり、どちよりどう論じても、唐を中國とし、其の外を皆夷狄と賤しむこと、一つとして理の通ずることなし、皆是儒書を読む者の眼力明ならず、見識大ならざるの弊なり。

或る人曰く、加様に聞けば粉ること更になし、然らば聖人中国夷狄の説は皆式わけなしに我国最員に私を以て云いて、今聖賢の道を学ぶ者、皆用いざる所か、曰く是さきに云う如く、其の国に生れて、其の国を主とし、他国を客として見れば、各々その国より立つる所の称号有る筈なり、道を学ぶは実理当然を学ぶなり、吾国にて春秋の道を知れば、則ち吾国即ち主なり、吾国主なれば天下大一統のなり、吾国より他国を客と見る、即ち是孔子の旨なり、それら知らず、唐の書を読むから、唐最員に成り計りするは、全く孔子春秋の旨とうらはなり、孔子も日本に生るれば、則ち日本なりから春秋の旨は立つ筈なり。是則ちよく春秋を学びたると云う者なり、すれば今春秋を読んで日本を夷狄と云うは、春秋の儒者をそこなうにはあらずして、よく春秋を読まさる者の春秋をそこなうなり、是則ち柱に膠して琴を調うるの学と云う者、全く

窮理の方を知らざる者なり。

或る人曰く、かくの如くなれば、あすが日唐より堯舜文武の様なる人来て唐へ従えと云わば従わざるか、然るべきか、曰く是言うに及ばざることなり、山崎先生嘗て物語りに、唐より日本を従えんとせば、軍ならば堯舜文武が大将にて来るとも、石火矢にても打ち潰すが大義なり、礼儀化徳化をして従えんとするとも、臣下と成らざるがよし、是則ち春秋の道なり、吾が天下の道なりと云えり、甚だ明らかなることにて、許魯齋が宋を徳で服せんと云うが誤りと同じことなり。古より吾国遣唐使をつかわされ、足利の末に唐の勅封を拝受するあ、皆名分を知らざるの誤りなり、もし唐に従うを好しとせば、吾国の風俗を更えて、頭をあげぬが大義なるべし。其れなれば吾親を人の奴僕とし、乱賊の名目を付け、踏みつけ賤しむる同事の大罪なり、況や吾国にて各其の徳修まれば、各國にて道行わるるのなりにて好き筈なり、漢唐以來徳の是非り、其の説前に言う所の如し。

或る人曰く、然らば日本を中国とし、唐を夷狄として好からんか、曰く、中国夷狄の名、其れ共に唐より付けたる名なり、其の名を以て吾国に称すれば、其れともに唐の真似なり、但吾国を内とし、異国を外にし、内外賓主の弁明なれば、吾国と呼び、異国と云えども、何方にも皆筋目違わず、此の他言うべきことあれども、皆前の筋にて推せば、往として明らかならざることなし、予前日本を中国とし、異国を夷狄とすることを述ぶと云えども、中国夷狄の字に付いて紛々の論多ければ、今又名分をつめて論ずること此の如し。

或る人曰く、然らば孔子世に出でて、兎

窮理の方を知らざる者なり。

手柄なり、又三韓の國より云わば、面々の國を立て主とするがあの方の手柄なり、吾親を無理にても、人に頭をはらせぬが其の子の手柄なり、人の親は其の親を人に頭をはらせぬが手柄なり、面々各々にて其の国を国とし、其の親を親とする、是天地の大義にて、並び行い戻らざる者なり。

或る人曰く、然らば何れの国にもせよ、極めて風俗悪しき韃靼の類などは如何有るべき、曰く左ればのこと、前云う通り、皆其の國の心がけ有る者は、其の國を道を以て明らめ風俗正しくなれば舜の瞽叟豫を底すと同じことなり、去りながら其の間ともに徳を以て言う故なり、風俗はともあれ、何であろうと先ず吾国は吾国なりの天地なり、其の説前に言う所の如し。

或る人曰く、然らば日本を中国とし、唐を夷狄として好からんか、曰く、中国夷狄の名、其れ共に唐より付けたる名なり、其の名を以て吾国に称すれば、其れともに唐の真似なり、但吾国を内とし、異国を外にし、内外賓主の弁明なれば、吾国と呼び、異国と云えども、何方にも皆筋目違わず、此の他言うべきことあれども、皆前の筋にて推せば、往として明らかならざることなし、予前日本を中国とし、異国を夷狄とすことを述ぶと云えども、中国夷狄の字に付けて紛々の論多ければ、今又名分をつめ能々省み窮むべきことならずや。

此大條元禄辛巳十二月二十一日改記』

『中国弁』の改定

この『中国弁』の最後には「元禄辛巳」すなわち元禄十四年（千七百一年）と記されていますが、『中国弁』を収める絅齋の『講義』が筆録されたのは、『遺言』が上梓された翌年の元禄元年であり、その間十四年のブランクがあります。一体この間に何があつたのでしょうか。

筋にて推せば、往として明らかならざることなし、予前日本を中国とし、異国を夷狄とすることを述ぶと云えども、中国夷狄の字に付いて紛々の論多ければ、今又名分をつめて論ずること此の如し。」の語からも伺う知ることができます。けだし、絅齊は、朱子の説く「華夷」の別が、狭隘な慕華主義に陥ることを危惧し、あえて「華夷」ではなく「内外」と呼んでその語弊を斥けたのです。

ら夷狄夷狄と云うは、人に吾親を盗人と云われてわが親は天地不易の盜の名と覚えている様なるものなり」と述べ、これに駁しています。

我が親を盜人と云つて憚らない、こうした良顯の考えは、「臣子、君父の不是底を説く道理なし」とする『拘幽操』の精神と明らかに矛盾しますが、それは当時良顯が服していた佐藤直方の意を受けたものであると云われます。直方が崎門三傑の一人と称されながら、『拘幽操弁』のなかで湯武放伐を是認したことには前に述べましたが、彼は絅齋の『中国弁』に対しても『華夷論談』を著し、そのなかで「元来中國夷狄と云うことは中國の聖

万国共存、異民族尊重の境地

立しているのであるから、上下の差別はないはずであり、（三）ましてわが国は、外国に恥ずることなき國体を有する故、（四）漢土で我が國を夷狄と呼んでいるからといって、これを消すことができないものと考えてゐるのは誤りであり、（五）日本に生れたる者は、日本を主体とするのは当然であつて、なまじ彼の真似をして中国・夷狄という名を用いんとする所より問題も生ずるものであるから、かくの如き語の使用を止め、自國を主体とし、自国外國の主客の名分を明らかにするがよいということである」ということ（近藤先生「中國弁改定」）であり、『中國弁』はこうした議論の変遷の結果改定されたものなのです。

実は『講義』の別の写本では元禄二年
の日付が記された『中国弁』が存在し、さら
に別の『講義』では、『中国弁』と同じ「中
国夷狄の名、儒書に在り来るこ久し。」で
始まり、論旨も重複する長文が『中国論』と
して収められています。近藤先生曰く、「実は、
後の『中国論』は『中国弁』と題し、これの
みを収めた写本が別に伝えられていて、同書
には、「此の一条、元禄辛巳十二月二十一日、
改めしるす」という識語が添えられている。
元禄辛巳は同十四年である。絅齋は前論を講
じた十一年の後、改めて敷衍改定を加えたの
である。」と述べられています（『浅見絅齋の
研究』「中国弁の改定」）。

中国だと述べたのは如じで、シ六を中國と定した聖賢の論を歪曲するものだといって激しく非難しました。問答のなかで、絅齋が自國を我が親に例えて、「賢でも愚でも、貴でも賤でも、吾父母は吾父母にて立てたると同じことなり」と述べたのに対し、良顯は「例え親に孝をするが道なれば、親のことを大切にして、人に悪うも言われぬと思うに、親が盗みをしたを、人が盗人じやと云うを、いや吾親は賢人じやと臂を張つて云う様なものなり。如何に孝じやとて、賢人とは云われぬことなり。」と反論すると、絅齋は「況や親と尊ぶからは、猶以て貧富貴賤大小賢愚のかわりはありとも、一言のはずかしめも人の下につけるはずもなき筈にて候えば、別して自

「かるなし」と述べ、彼の盛衰や風俗の言論と
は無関係に一定したものであることを述べ
さらに「中国夷狄を道徳の盛衰で云わば、今
は唐が中国、今は朝鮮が中国と、ひとと場所
が変わるべし。人が何程不徳不義とて、眞の
犬馬とは云われぬ。わるなりに人は人、犬は
犬なり。猿がかしこきとて、たわけの人間と
同じことは云われぬ、鸚鵡(おうむ)はよく言うも、
飛鳥を離れざるなり。」と述べております。

こうした直方の意を受けた良顯による執拗
なまでの問答に対し、絅齋が繰り返し説いて
いたのは「(一) 中国といい夷狄という語は
漢人に於いて、自國・他国の区別をする時の
必要から名づけたものであり、(二) 天地間、
いずれの国も、それぞれ同じ日月を戴いて独立

筆者は、この『中国弁』改定が、崎門学の発展に於いて大変重要な意味を持つと考えます。というのも、我が国に導入された朱子学は、たしかに上述した様な慕華主義の弊害を来しましたが、一方で本居等の国学派は、儒教の説く礼儀道徳は、我が国の古道に本来備わっているものとし、これを言擧げすることを「からごころ」や「さかしら」と云つて斥けたために、かえつて現状の不義無名を正す改革思想としての力を失い、我が国を以て唯我独尊となす、夜郎自大的説と化した節があります。本居宣長は、『直毘靈』(なおひのみたま)に対する儒者の批判に対する反批判として書いた

「難者の尊む處の漢國こそ、皇國より見れば、貴賤のすぢも別たず、君臣の道もたゞざれば、鳥獸には近けれ、皇國はかたじけなくも、天照大御神の御國として、天皇は即ち大御神の御子にましませば、下が下まで人草の心も何も、万國に勝れて、もとより君子父子

その余の道も、おのづから備りたる故に、殊さらにこれをいひたてて、教えさとすにも及ばざりし程の事なるに、いかでか外国聖人の道をしも待ことあらん、異國は大御神の御国にあらざるが故に、悪神ところをえて、万の事あしく、國も人も治まりがたき故にこそ、さまぐの名を設けて、教へさせたるなれ」。つまり、我が國自然の道は、シナ造作の道よりも優れているということです。



本居宣長

の及ばざる所にあらずや。」とある通りです。したがつて、突き詰めて考えれば、むしろ我が國こそ中国であり、シナや他の國は夷狄であるとも言えそうですが、絅齋はそこまでは行かず、むしろ各國の道徳的な多元性を認め、「中國夷狄」の用語が無用な混乱を招くとして、これを「内外賓主」の用語に置き換えているのです。

このように、『中国弁』の改定によって、絅齋は、儒学の卑屈と国学の尊大というそれを克服した、万國共存、異民族尊重の弊害を克収したのであります。後年、明治以降に至つて、崎門学の学統からアジア独立を志す多くの大アジア主義者を輩出した事実とも無縁ではないと思うのです。なお、崎門学と大アジア主義との因縁については、筆者が主宰する大アジア研究会の機関紙『大亞細亞』に寄稿した別稿（『崎門学と大アジア主義の関係について』）をご参照ください。



方孝孺

卷の八、方孝孺

最後に、卷の八、方孝孺です。前巻の劉因のところで見た中国論では、民族間での正統が問題となりましたが、ここでは王朝内での正統が問題となります。

方孝孺は字を希直と云い、浙江省の出身で、そのことは『中国弁』でも「吾国天地開けて以来、正統続き、万世君臣の大綱変わらざること、是三綱の大なるものにして、他国

ときには、懿文帝の弟で太祖の第四子である棟は、燕王として北平（北京）におり、兼ねてより天下篡奪の野心を抱いていたところ、建文帝の近臣である齊泰や黃子澄等が諸王の勢力を削減しようとしていることを口実として反旗を翻し、兵を率いて南京に迫りました。

孝孺は、建文帝に一旦都落ちを勧める諸臣に対して、あくまで徹底抗戦を主張しましたが、味方の裏切りもあって、ついに南京は陥

ついて、絅齋は、「一生の息引きとなるときは、誰とも死ぬものはないが、わけがあつて義に死ぬるときの書き捨てのようにいうてお

く辞なり。」と述べています（『講説』）。以下に本文と近藤先生の正訳を掲げます。

『絶命の辭』

天、乱離を降し、孰かその由を知らん。姦臣計を得、國を謀り猶を用ふ。忠臣憤を発し、血涙こもごも流る。死を以て君に殉ぶ、そもそも又何をか求めん。ああ哀しいかな、庶はくは我を尤めざらん。

このたびの大亂は天が降されたこと、とても人間わざではないが、どうしてこのような禍を下されたのやら、誰れもその理由を知るものはない。奸邪なる燕王のごとき人物が志を得て國家の政治を計るようになり、そのような時節故、忠臣は憤りを発して泣き、血と涙とこもごも流れることである。いまとなつてしまつては、死して我が君のお供をするのみ、この外には何の求めるものがあるう。まことに哀しむべきことである。しかしこういうことであるから、不忠不義にて君に背いたという尤めは、受けぬことであろう。



永樂帝

落し、帝は宮城に火を放ち、服装を変えて都を脱出しました。ときに建文四年六月のことでした。都に入城した棣は、建文帝の太子奎を廃して庶人にすると自ら帝位に就きました。これが太宗永楽帝です。棣は孝孺の声望を惜しみ、皇帝即位の詔書を彼に書かせようと面前に引き出しましたが、孝孺は喪服を着て棣の不義を難詰し、筆を投げてこの要請を拒絶しました。これに激怒した棣は、孝孺の宗族を皆殺しにすること八百四十七人及び、両親の墓を打ち壊したうえ、母や妻の一族や朋友門人まで、悉く捕らえて殺しました。さらに城外で磔にした孝孺の口の両側を耳まで切り裂きましたが、彼は棣を罵るのを止めず、七日目にしてようやく死にました。享年四十六でした。孝孺の死後、彼の著作はほとんど焼き払われましたが、五十年の後に禁制が緩むと、同郷の学者が彼の遺文を集めて一編とし、孝孺の書斎の名を取つた『遜志齋集』として刊行され今日に伝わっております。

実は、徳川幕府が明から導入した朱子学は、かくして永楽帝によつて換骨奪胎された『大全』中心の朱子学であり、これに對して朱子学本来の姿を回復しようとしたのが山崎闇齋ということです。強齋は次のように述べています。「さて大全を云い付けて纂めたは、先づ己が謀反したものゆえ、名を飾りはばなことをして悪を掩うつもりに聖學を明かすと云い立てて、残らず全いようにとある心で大全と云うをあらわしたぞ。是から経学がそこねたぞ。朱子の本書どもも、このときの不忠不義な学術を根から知らぬ俗学どもが寄つて汚し、そこねたぞ。秦火以来の聖学のそこねと云うはこのときぞ。さて大全は万世不忠不義

を脱出しました。ときに建文四年六月のことでした。都に入城した棣は、建文帝の太子奎を廃して庶人にすると自ら帝位に就きました。これが太宗永楽帝です。棣は孝孺の声望を惜しみ、皇帝即位の詔書を彼に書かせようと面前に引き出しましたが、孝孺は喪服を着て棣の不義を難詰し、筆を投げてこの要請を拒絶しました。これに激怒した棣は、孝孺の宗族を皆殺しにすること八百四十七人及び、両親の墓を打ち壊したうえ、母や妻の一族や朋友門人まで、悉く捕らえて殺しました。さらに城外で磔にした孝孺の口の両側を耳まで切り裂きましたが、彼は棣を罵るのを止めず、七日目にしてようやく死にました。享年四十六でした。孝孺の死後、彼の著作はほとんどの焼かれて重用され、永楽十二年には棣から『五經大全』、『四書大全』、『性理大全』の三大全の編纂を命じられました。しかし、この大全編纂は、そもそもが、棣による帝位篡奪を糊塗する不純な動機に発していただため、朱子学の教義を骨抜きにし、以後それが單なる科挙の試験科目、訓詁詞章の学に墮す原因ともなりました。

ところで、初め燕の兵が長江を越えると、建文帝に仕えていた群臣たちは、こそつて朝廷のために死ぬことを誓いましたが、いざ棣が都城に入ると、態度を一変させ、節を捨てて棣に臣従しました。黃福、鄭廣、胡廣や金幼孜等もそのうちの一人であり、彼らは棣に媚びを売つて重用され、永楽十二年には棣から『五經大全』、『四書大全』、『性理大全』の三大全の編纂を命じられました。しかし、この大全編纂は、そもそもが、棣による帝位篡奪を糊塗する不純な動機に発していただため、朱子学の教義を骨抜きにし、以後それが單なる科挙の試験科目、訓詁詞章の学に墮す原因ともなりました。

実は、徳川幕府が明から導入した朱子学は、かくして永楽帝によつて換骨奪胎された『大全』中心の朱子学であり、これに對して朱子学本来の姿を回復しようとしたのが山崎闇齋ということです。強齋は次のように述べています。「さて大全を云い付けて纂めたは、先づ己が謀反したものゆえ、名を飾りはばなことをして悪を掩うつもりに聖學を明かすと云い立てて、残らず全いようにとある心で大全と云うをあらわしたぞ。是から経学がそこねたぞ。朱子の本書どもも、このときの不忠不義な学術を根から知らぬ俗学どもが寄つて汚し、そこねたぞ。秦火以来の聖学のそこねと云うはこのときぞ。さて大全は万世不忠不義の棟梁、学をそこなう第一番、孔孟程朱の罪人。日本へあのようになめつそうな『或問』『輯略』もつかぬ『四書』が渡りたは、皆大全以後の書が渡りた故ぞ。『性理大全』、めつそうな何の役にもたたぬもの。『五經大全』は猶幼孜等もそのうちの一人であり、彼らは棣に媚びを売つて重用され、永楽十二年には棣から『五經大全』、『四書大全』、『性理大全』の三大全の編纂を命じられました。しかし、この大全編纂は、そもそもが、棣による帝位篡奪を糊塗する不純な動機に発していただため、朱子学の教義を骨抜きにし、以後それが單なる科挙の試験科目、訓詁詞章の学に墮す原因ともなりました。

経學は『遺言』のなかで、朱子学の「三大不幸」として、一、宋の理宗の即位の事情と大儒と仰がれた真徳秀の態度、二、朱子学の大学者と称せられた許衡の出處に次いで、三に、上述した明の永楽帝の即位の経緯を挙げております。南宋の寧宗皇帝が崩じた際、首相の史彌遠は、太子の竑を廢して、沂王の貴誠を新帝に擁立しました。これが理宗です。真徳秀は、第三代光宗のもとで大学博士を務めた碩学でしたが、史彌遠の権勢を嫌い、地方で勤務しておりました。しかし、新たに理宗が即位するとその召命に応じ、この度の皇位繼承は人倫にもとるとして帝に苦言を呈しながらも、結局、官職は去りませんでした。これが対照的に、朱子の門人である李燔は、寧宗の時代に潭州の通判（州の政治を監督する官）をしておりましたが、竑の廢太子を聞いて官職を退き、これを惜しんだ真徳秀等の推薦を全て辞退し、ついに理宗に仕えませんでした。真徳秀は、『大學衍義』を著した大儒として仰がれおりましたが、経學の禁を受けた朱子と、その朱子の学に殉じた方孝孺の受難を重ね合わせ、さらには自らの学問も、いつかは幕府の妨害を払い除けて後世に君臣の大道を明らかにすることを念じたのでしょ

朱子学の「三大不幸」

退と対照することで批判を下したのでした。

二の許衡は、劉因と同時代の大儒ですが、元の召命を拒否した劉因とは対照的に、元に仕えたことから、後に閻齋は、『魯齋考』（魯齋は許衡の号）を著してその出處進退を批判しました。三は、以上で述べた通りです。

ところで、初め燕の兵が長江を越えると、建文帝に仕えていた群臣たちは、こそつて朝廷のために死ぬことを誓いましたが、いざ棣が都城に入ると、態度を一変させ、節を捨てて棣に臣従しました。黄福、鄭廣、胡廣や金幼孜等もそのうちの一人であり、彼らは棣に媚びを売つて重用され、永楽十二年には棣から『五經大全』、『四書大全』、『性理大全』の三大全の編纂を命じられました。しかし、この大全編纂は、そもそもが、棣による帝位篡奪を糊塗する不純な動機に発していただため、朱子学の教義を骨抜きにし、以後それが單なる科挙の試験科目、訓詁詞章の学に墮す原因ともなりました。

経學は『遺言』のなかで、朱子学の「三大不幸」として、一、宋の理宗の即位の事情と大儒と仰がれた真徳秀の態度、二、朱子学の大学者と称せられた許衡の出處に次いで、三に、上述した明の永楽帝の即位の経緯を挙げております。南宋の寧宗皇帝が崩じた際、首相の史彌遠は、太子の竑を廢して、沂王の貴誠を新帝に擁立しました。これが理宗です。真徳秀は、第三代光宗のもとで大学博士を務めた碩学でしたが、史彌遠の権勢を嫌い、地方で勤務しておりました。しかし、新たに理宗が即位するとその召命に応じ、この度の皇位繼承は人倫にもとるとして帝に苦言を呈しながらも、結局、官職は去りませんでした。これが対照的に、朱子の門人である李燔は、寧

宗の時代に潭州の通判（州の政治を監督する官）をしておりましたが、竑の廢太子を聞いて官職を退き、これを惜しんだ真徳秀等の推薦を全て辞退し、ついに理宗に仕えませんでした。真徳秀は、『大學衍義』を著した大儒として仰がれおりましたが、経學の禁を受けた朱子と、その朱子の学に殉じた方孝孺の受難を重ね合わせ、さらには自らの学問も、いつかは幕府の妨害を払い除けて後世に君臣の大道を明らかにすることを念じたのでしょ

う。

我が国における正統論の問題

さて、これまで『靖献遺言』が記す、方孝孺の事績と遺言をみましたが、燕王棣が建文帝から帝位を簫奪した変乱を我が国の歴史に徴したときに思い浮かぶのは、やはり壬申の乱でしよう。いうまでもなく、壬申の乱は、天智天皇の死後、太子である大友皇子から、皇弟である大海皇子（後の天武天皇）が皇位を簫奪した変乱のことです。君臣の義に照らせば、簫奪者である大海皇子には正統性がなく、大友皇子こそ正統とも思われますが、我が国の史書は『日本書紀』や『神皇正統記』など、天武天皇を歴代天皇に数える一方で、大友皇子は入れておりません。これに対して徳川光圀の『大日本史』は、大友皇子を「天皇大友」として歴代天皇に数え、『大日本史』の論贊として安積澄泊が著した『大日本史贊敷』では、天皇大友について、「是を是とし、非を非とする、天下の公論なり。壬申の事に至りては、挙世能くその是非を弁ずるものなし。大友の鴻業、鬱して暢びず、隠れて彰れず。嘆ぐるに勝ふべけんや。」と記し、また天武天皇については、「逆にとり順に守るとは、蓋し陸賈が権時の語にして、聖人の大経にあらざるなり。遂に姦雄をして、口を湯武に藉り、用つて其の私を済すことを得しむ。後世視て以て常となし、恬として怪しむを知らず。嗚呼、之を取ること、固より逆にすべ

からず。而も況や骨肉の間に於いてをや。」と記し、言を極めて天武帝の不義を責めておられます。しかも、それでいて天武天皇は天子のままなのです。後年、明治三年に至り、大友皇子は、政府から正式に天皇として認められ、「弘文天皇」の諡号が追贈されております。こうしたことの背景には、いかなる事情があるのでしょうか。

同様のことは、我が国の南北朝時代についても言えます。後醍醐天皇に謀反を起こした足利高氏は、持明院統の光明天皇を北朝の天子に擁立しました。よって、君臣の義に照らせば、後醍醐方の南朝が正統で足利方の北朝は閏統ということになりますが、現在の皇室が北朝の血を継がれていることもあり、「南北朝正閏問題」は明治政府も態度を決めかねておりました。

『保健大記』へ

このように、同じ天照大神の血筋を継ぐ皇統のなかでも、君臣の義における正統と閏統の問題が存在しますが、その際、闇齋、絅齋（保健大記）では、天皇大友について、「是を是とし、非を非とする、天下の公論なり。壬申の事に至りては、挙世能くその是非を弁ずるものなし。大友の鴻業、鬱して暢びず、隠れて彰れず。嘆ぐるに勝ふべけんや。」と記し、また天武天皇については、「逆にとり順に守るとは、蓋し陸賈が権時の語にして、聖人の大経にあらざるなり。遂に姦雄をして、口を湯武に藉り、用つて其の私を済すことを得しむ。後世視て以て常となし、恬として怪しむを知らず。嗚呼、之を取ること、固より逆にすべ

からず。而も況や骨肉の間に於いてをや。」と記し、言を極めて天武帝の不義を責めておられます。しかも、それでいて天武天皇は天子のままなのです。後年、明治三年に至り、大友皇子は、政府から正式に天皇として認められ、「弘文天皇」の諡号が追贈されております。こうしたことの背景には、いかなる事情があるのでしょうか。

栗山潛鋒『保健大記』を

読む会のお知らせ

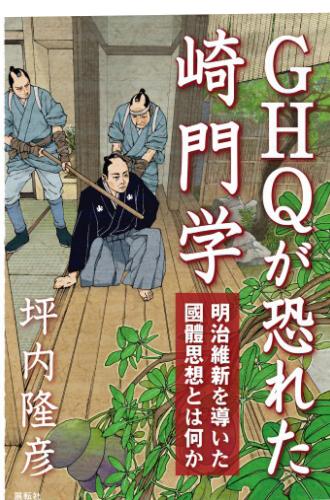
『保健大記』は、崎門の栗山潛鋒（一六七一～一七〇六）が元禄二年（一六八九年）に著した書であり、「打聞」は同じく崎門の谷泰山が『保健大記』を注釈した講義の筆録です。崎門学では、この『保健大記』を北畠親房の『神皇正統記』と並ぶ必読文献に位置づけております。そこでこの度弊会では本書（『保健大記』）の読書会を開催致します。詳細は次の通りです。



明治維新を導いた
國體思想とは何か

坪内顧問新著紹介

『G H Qが恐れた崎門学』明治維新を導いた國體思想とは何か



徳川光圀に招聘され『大日本史』の編纂に参画するに及んで、水戸学の南朝正統論確立に大きな影響を及ぼしたとされています。こうしたことから崎門学では、この『保健大記』を浅見絅齋の『靖献遺言』と並ぶ最重要の古典としております。そこで以下では、この『保健大記』を読み解き、我が国における正統論の問題を考究しようと思います。（文・折本）

本作は、幕末の志士たちに影響を与えた五冊の書として、浅見絅齋の『靖献遺言』、栗林潜鋒の『保健大記』、山県大弐の『柳子新論』、蒲生君平の『山陵志』、頬山陽の『日本外史』を取り上げ、それぞれの史的背景や根底思想について論じながら、全体として、崎門学という思想のメインストリームが浮かび上がる内容になっている。

来年、明治維新から百五十年を迎えることから、巷間では明治維新的史的意義を顕彰する動きが出始めている反面、これに楔を打つかのように、幕末維新的歴史を、単なる利害衝突や権力闘争の歴史として切り捨てるよう

な言説も流布している。そこで著者は本作の「補論」において一節を割き、歴史を高みから批評するのでなく、崇高な大義を掲げて歴史を切り開いた先哲を謙虚に仰ぎ見る姿勢の重要性を強調している（「原田伊織『明治維新という誤り』批判序説」）。

本作が、閉塞感にあえぐ現代の若者にとつて思想的な発火材になることを期待するものである。

活動報告

八月三十日、『崎門学報』第七号を発行しました

九月十六日、念願叶つて垂加靈社がある下御靈神社（京都市中京区）に参拝致しました。

垂加靈社は山崎闇斎先生の御靈を祀り、境内にある庚申社と相殿になつております。また境内には、闇斎先生の御祖父が唱



下御靈神社

ます。下御靈神社は御所のすぐ南に鎮座ましまし、猿田彦の教えを今日に伝えております。



垂加靈社（上、左上）



託宣三社（上）

九月十七日、朝から崎門と関わりのある有馬新七先生殉難の地である伏見の寺子屋を見学し、更に寺田屋事件で討死された有馬先生を含む殉難九烈士の墓所がある大黒寺にお参りしました。ただ、寺子屋は坂本龍馬の展示で三輪まで行き、大神神社に参拝しました。

この神社は、大物主大神（おおものぬしのかみ）を御祭神としてお祀りし、大神が三輪山に鎮まれたことから、三輪山そのものを御刺しにされたという階段下の白壁位でした。また大黒寺は寺田屋から徒歩十分位の距離に

あります。下御靈神社は御所のすぐ南に鎮座ましまし、猿田彦の教えを今日に伝えおります。車窓に広がるのどかな田園と三輪山の風景

は、瑞穂の国たる我が国の原初の姿を今に留めていました。

ちなみにみろによると、土佐崎門派の谷秦山も、大物主大神の末裔だそうですね。奈良では

その後、興福寺や東大寺、春日大社などを参拝しました。

十月一日、第四回『靖献遺言』を読む会を開催しました。

あり、薩摩藩の菩提寺であることから通称薩摩寺とも呼ばれます。九烈士の墓は西郷隆盛が建てたそうです。

これは大神として現れ、垂加神道では表すもので

垂加神道では表すもので、この「心神」を

これは大神として現れ、垂加神道では表すもので、この「心神」を表すもので、

この「心神」を表すもので、この「心神」を表すもので、



寺田屋（右）



有馬新七墓（左）



有馬新七殉難現場（左）



三輪山の景色



大神神社

崎門列伝⑧唐崎常陸介

(当会顧問) 坪内隆彦

崎門学が唐崎家の家学

本連載では、十八世紀半ばの朝権回復運動に対する弾圧事件（宝暦、明和、安永事件）を何度か取り上げてきた。宝暦事件は、宝暦六（一七五六）年に桃園天皇へ進講した竹内式部が追放された事件、明和事件は明和四年（一七六七）年に『柳子新論』を書いた山県大弌が処刑された事件、そして安永事件は安永二（一七七三）年に崎門に連なる公家に対する一斉検挙事件である。

前回取り上げた高山彦九郎の行動が、この三事件で斃れた先人の魂を引き継いだものだったことは、唐崎常陸介（土愛）の生涯を知ることによってさらに明瞭となる。

唐崎家は代々、広島県竹原市にある磯宮八幡神社の神官を務めてきた家系である。磯宮八幡神社は万治元（一六五八）年に、唐崎正信が宇佐神宮のご神託を受け、この地に遷座されたとされている。

正信の長男・定信（常陸介の曾祖父）は、延宝年間（一六七三～一六八一年）に、垂加神道の奥義を山崎闇斎から学び、これ以降、磯宮八幡神社は崎門学と深い関係を持つことになった。

竹原図書館長を務めた村上英は、「山崎学は唐崎の家学である。」竹原一郷は唐崎一派

の先導によつて殆ど総ての智識階級は山崎学派の人々で満たされた「ゐた」と書いている（『唐崎常陸介』広島県教育会 昭和八年）。

ところで、南宋の忠臣・文天祥の真価は、浅見絅斎の『靖獻遺言』によつて広く知られるところとなつたが、すでに闇斎の読書劄記『文会筆録』に文天祥に関する記述があつたことが注目される。闇斎は門人に文天祥の真価を伝えていたに違いない。それを裏付け

るよう、定信は闇斎に自ら織つた木綿布を贈った返礼に、闇斎から文天祥筆の「忠孝」の二文字を授けられていた。この「忠孝」の二文字は、唐崎家の宝として受け継がれ、朝権回復運動のシンボル的な役割を果たしていくことになる。

さて、定信は子の清繼を、元禄年間に通（常陸介の父）は、享保年間（一七一六～一七三五年）に、闇斎直流の高田未白に学ばせている。清繼の子・辛斎（信之）や、闇斎門下の植田良背の弟子鹽谷志帥に師事、さらに谷川士清（ことすが）にも学んでいた。士清は玉木正英（葦斎）から垂加神道を学び、『和訓釋』（わくくんせり）を著したことでも知られる。

ちなみに、『日本外史』を著した頼山陽の祖父・頼亨翁（惟清）は、竹原で紺屋を営んでいたが、崎門派と交わり、晩年に士清に師事している。つまり、唐崎辛斎と同門ということになる。亨翁は小半紙に「忠孝」の二文字を書いて守袋に収めていた。この二文字は、

定信が闇斎から授けられたものに違いない、

そして、山陽の父・春水もまた、崎門の学の影響を受けていたと考えられる。頼成一は、「春水は少年時代から垂加派の主義思想を脳裏に深く強く焼きつけられてゐたに違ない」と書いている。

文天祥筆の「忠孝」の二文字

元文二（一七三七）年に生まれた唐崎常陸介は、寛延四（一七五一）年頃、父辛斎と同様に、谷川士清の門に入り、宝暦七（一七五七）年まで、約七年にわたつてその薰陶を受けた。村上英は、常陸介は竹内式部とも交流があつたと指摘している。

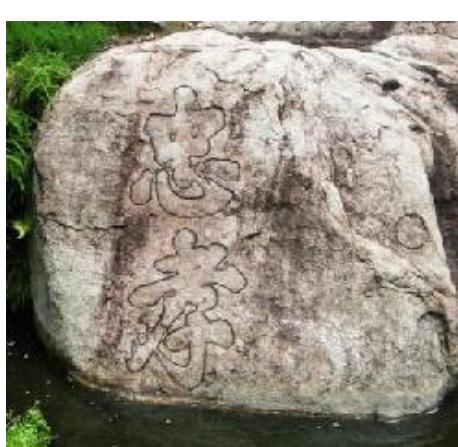
宝暦十二（一七六二）年、常陸介は突然、代官所から閉門を命ぜられ、藩外へ出ることを禁止された。この国止めは、寛政四年（一七九二）年まで三十一年に及んだ。竹内

式部の宝暦事件に関与する人物として警戒されたということである。

しかし、常陸介は怯むことなく尊皇の大義を実践し続けた。明和三（一七六六）年頃、磯宮八幡宮境内の千引岩に、曾祖父・定信が闇斎から授けられた文天祥筆の「忠孝」の二文字を刻印している（下写真）。

小倉藩校教授・石川彦岳は「忠孝二文字の記」で、以下のように書いている。

「……夫れ人倫の大本は此二字より先なるはなし。百行の源、万善の生ずる所、眞に是在り、世の人、幼より老に至り孰か朝夕之



唐崎常陸介が刻んだ磯宮境内の忠孝岩

を口に之を筆にせざらんや、人君、人父、此

を以て臣子を責め、宿儒耆学、此を以て後生を訓ゆ、極論切喻、諒々として已まざるも亦唯是の二字。然して徒に之を言ふて践む能はざるもの天下皆是れなり、吾人豈悶然愧懼せざらんや。今、文山（文天祥）、忠肝鐵石、奮發義を唱へ、万死を出でて一死に就く、而して後此書益々崇し、則此の書を見るは何ぞ

其人に対するに異ならんや。忠烈の氣、凜々紙表に溢れ、絶て撓屈の態なし、蓋其作正氣歌と同時の運筆か、嗚呼、君も亦奇士なるかな、物に掲ぐれば則ち靈境に於いてし、不朽を貞珉にはかり、人をして激励する所あらしめんと欲す、夫の近世の好事、碑を古墟勝地に立て、妄に不經の言を勒し、己が姓名を售るものと、安ぞ同日にして語るべけんや。亦以て君の赤心を觀るべし……」

一方、常陸介の講義を聞いたある者は、「神書の巻、講じ給ふ末席に連る、忠孝の教をしめし給ふ時は、声くもり落調し給ふ、至誠の全き、つたなき我等まで胸もふたがる程に覚えて、いみじさ云ふもはばかりあり」と語つてゐる。村上英は、この言葉を引き、「如何に先生（常陸介）の言々句々が人の肺腑をつき、聴くものをして襟を正さしめ、靡然として其の嚮ふ所を知らしめたかゞ判る」と評している。

常陸介はまた、闇齋顯彰のために奔走した。天明元（一七八一）年には、闇齋歿後百年を機に、靈社を建立しようとして江戸に赴いたが、残念ながら実現には至らなかつた。同年秋、竹原に戻つた常陸介は、次善の策として垂加翁の顯徳碑建立を目指した。これも、実現には至らなかつた。しかし、磯宮境内、天神社の相殿として垂加靈社を奉祀し、十一月二十二日には神殿において百年祭を厳修している。

禁足時代の常陸介を助けたのが、竹原の豪商・吉井家の六代目当聰であつた。当聰は町浜年寄の立場でありながら、常陸介に積極的な経済的援助を行い、その結果入牢を命じられている。

小早川の家臣だった吉井家は、源兵衛正純の時代に竹原に移住、屋号を「米屋」と定め、商いを始めた。寛永十一（一六三四）年頃には造り酒屋を営み、塙田の經營を始めている。さらに、寛文十（一六七〇）年には塙問屋を

營み、元禄十六（一七〇三）年には塙輸送を中心の廻船業を始め、竹原随一の豪商に發展していった。

ただし、当聰は単に財力があつただけではない。彼は、常陸介の父・辛齋とも縁のある崎門派の植田良背に儒学を学んでいたのである。まさに、当聰と常陸介は、崎門の精神によつて結ばれていたのである。また、吉井家は頼家との関係も深く、春水の広島藩儒登用にも協力していたという。

吉井家文書の調査を行つた、広島県立文書館の西向宏介氏によると、吉井家文書には「唐崎文庫」、「頼文庫」、「頼春水登用一件」と題する文書が残されている。また、当聰関係の文書として、「小学外篇聞書」、「大学講義」など、当聰が植田良背に学んだ享保期の講義聞書メモなどが数多く残つてゐる（「近世商家の筆笥収納文書—安芸国竹原町吉井家の事例—」）。

常陸介の最期

常陸介が聖護院法親王の邸で、偶然にも彦九郎と対面したのは、寛政三（一七九一）年六月二十九日のことである。未だ常陸介は禁足処分を解かれていないかつた。禁足故に、自由に動くこともままならず、彦九郎の存在を知りながら、対面はこの日まで叶わなかつた。ついに対面を果たした常陸介と彦九郎は、手をとり合い、「天下の事、何それぞこの極に至るや」と泣きながら語り合つたといふ。

久留米に入った常陸介は、不破守直の門人。有馬守居の別荘「即似庵」に迎えられ、崎門派の尾閥守義、不破実通、田代常綱、吉田玄蕃、森嘉膳と結んでいた。吉田は、上野国小幡藩織田家の家老で、明和事件で斃れた山県大式を小幡藩に招いた人物である。

まさに、常陸介は宝暦事件のみならず、明和事件の挫折を乗り越えんとする志を共有していたのである。

彦九郎は、常陸介が築いた崎門派の人脈を立させた。

前回詳しく述べた通り、彦九郎は、光格天皇の実父典仁親王への尊号宣下実現のために果敢に動いていた。その際、最も確かな後ろ楯が崎門の人脈であつた。

常陸介は彦九郎と対面する前年の寛政二年に、九州各地を遊説していた。そのとき、拠点となつたのが久留米の上妻である。この地では、浅見絅斎の門人・合原窓南が崎門の学を伝え、窓南門下から宮原南陸・桑州親子、不破守直といった人物を輩出した。ちなみに、真木和泉は若き日に宮原桑州に師事している。不破は、窓南のみならず、西依成斎、谷川士清にも師事していた。

内田周平は、勤皇の事業に最も尽力貢献して人物として、桃園天皇時代の竹内式部、光格天皇時代の唐崎常陸介、孝明天皇時代の梅田雲浜、有馬新七を挙げている。



墓　常陸介は三十一年に及ぶ禁足に屈することなく、朝権回復運動に人生を捧げたのである。

内田周平は、勤皇の事業に最も尽力貢献して人物として、桃園天皇時代の竹内式部、光格天皇時代の唐崎常陸介、孝明天皇時代の梅田雲浜、有馬新七を挙げている。

常陸介が自刃してから九十五年後の明治二十四（一八九二）年十月、後に内務大臣などを務める末松謙澄は、深く常陸介の事跡に感じ、「忠孝」の拓本を天覧に供し奉つた。明治三十一年には、常陸介に正四位が追贈されている。昭和二十八（一九五三）年、吉井家の章五翁と竹原出身の村上定の発案により、常陸介の顯彰碑が磯宮八幡神社境内に建立された。

中沼了三先生 誕一百年に際して

折本龍則

※本稿は、昨年平成二十八年に執筆したものです。ですが、本号の発行が遅れたため、歳を越しての発表となりました。

中沼了三先生誕三百年

今年（執筆當時）、平成二十八年は、明治天皇の侍講を務めた中沼了三先生（一八一六～一八九六）の生誕三百年である。中沼先生は、幕末明治に活躍した儒者であり、孝明天皇と明治天皇の侍講を務められた。先生は山崎闇齋の学統を継ぐ崎門学者として、朝野の志士を教導し、自らも忠臣としての清節を貫いた。

本年、先生の生誕三百年にあたり、中沼郁氏著、中沼了三先生顕彰会編の『中沼了三伝』が再刊された（同著によると、中沼郁氏は、了三先生の兄の曾孫にあたるお方で、了三先生を知る第一人者でいらしたが、平成十三年に逝去された）他、先生の郷里である島根県隠岐の島では僅かながら記念行事が催されたのである。今までこそ中沼先生の名を知る人は少ないので、明治維新に功績のあつたこの偉人の事績を風化させてはならない。そこで以下では上述した『中沼了三伝』の他に、その主たる依拠となつたであろう『故贈正五位中沼了三事績』をもとに、先生の生涯を概述す



中沼了三肖像

天保十四（一八四三）年から京都で学舎を開き、子弟を教育すること十数年に及んだ。彼の門人には、薩摩の西郷従道や川村純義、桐野利秋、鈴木武五郎、土佐の中岡慎太郎、

る。

中沼了三（以下敬称略）は、文化十三（一八一六）年八月、代々医業を生業とする中村家の父養碩の次男として生まれた。兄の

龍之介（号秋水）は、京都に出て鈴木遺音に入門した。この遺音は、学を山崎闇齋の正系

たる西依成齋に受けた父潤齋の門を継ぎ、尊卑内外の大義を正す崎門学を説いた。兄秋水

が、遺音の門に入った理由は定かでないが、もともと玉若酢命神社の神主である隱岐幸生が京都で西依成齋に師事したことから、隱岐が、西依成齋に師事したことから、隱岐

に崎門の学風が広まつて可能性も考えら

れる。了三もまた兄にしたがつて天保六年、

遺音の門に入り、学業の研鑽に励んだ。了三

は、師の遺音に対して、自ら薪水の労を採る等、忠実に仕えたことから、遺音もまた深く

了三を愛し、養子に迎え入れようとしたこと

もあつたが、了三は義に合わざるとしてその申し出を断つたという。

十津川郷士との深い因縁

そんな中、尊皇の氣風で知られる大和の十津川郷士が了三のもとを訪ねて来た。この十津川郷士は、南北朝時代以後醍醐天皇をお助けし、忠勤に励んだことから、朝廷より地租を免ぜられ、郷士と名乗ることを認められるなどの殊遇を賜つた。彼等は、天下騒然たるいまこそ報恩の秋と断じ、了三の高風を慕つてその指南を仰ぎに来たのである。了三はその志を諒とし、朝廷に周旋した結果、十津川郷士は遂に朝廷の直轄として禁裏守護を命じられた。さらに孝明天皇は、十津川に文武館創設の御沙汰を賜り、元治元年、十津川折立村の松雲寺に文武館（現在の県立十津川高校）

慶応三（一八六七）年、朝廷において大学建設の議が起るや、了三は、楠本謙三郎、号碩水と共に創設に尽力し、明治元年に創設された漢学所の講師を命じられた。了三は明治天皇の御前で『大學』を講義したが、一平民の身を以て天皇に講義したのは彼が初めてのことであるという。



肥後の松田重助など多くの志士が名を連ねた。その後、安政文久年間に至つて内憂外患交々至り、勤王の志士次々と蹶起したが、了三は出處進退を慎み幕府の難を逃れた。これより先、仁孝天皇は公卿の子弟を教導するための学校として学習院を設けられ、了三は次の孝明天皇によつて、教授に任せられた。いわば朝廷お抱えの儒者になつたわけである。このとき、了三が『書經』の講義をし、さらに孝明天皇の侍講を拝命したことが『學習院史』に記されている

や、内務などは悉く了三の決裁を仰いだといふ。左は文武館、現在の十津川高校（下）

西川耕藏は、梅田雲浜の弟子でもあり、安政の大獄に際して雲浜の妻子を助け、天誅組に資金的援助をした人物としても知られる。自身の危険を感じた了三は、夜半に家を抜け出し、かねてより縁のあつた十津川に潜伏して難を逃れたが、幕府はその後も、幕府の搜索は止まず、了三と親交のあつた西郷隆盛は弟従道を十津川に遣つて帰京を勧めた。かくし

て了三が京都に戻る途中、徳川慶喜による大政奉還の報に接し、彼は欣喜雀躍して無事の入京を果たしたのである。時に慶応三年十月のことであつた。

明治政府の参与、征討大将軍の參謀となる

同年十二月、王政復古の大号令が発せられると、朝廷では新たに總裁、議定、参与の三職が置かれ、總裁には有栖川宮熾仁親王、議定には仁和寺宮嘉彰親王（後の小松宮彰仁親王）、山階宮晃親王、松平春嶽、中山忠能、正親町三条実愛、徳川慶勝、山内豊信等の親王公卿諸侯、参与には岩倉具視、大原重徳、西園寺公望、西郷隆盛や大久保利通、伊藤博文、井上馨、木戸孝允、後藤象二郎等と云つた名だたる維新の功労者に加えて、一般の有能者のなかから了三が抜擢された。さらにも明治元年、戊辰戦争が勃発すると、了三は大久保等と共に、征討大將軍に任命された仁和寺宮の參謀として軍議に参じられた。

伏見の戦いに赴いた。これより先、天資英邁を以て聞こえた仁和寺宮親王は、了三を召して救国濟民の志を告げられたことがあつた。これを聴いた了三は深く感激して、居を親王の住まいがある御室山に移し、親王の伴読を務めるようになつた。その際、講説の度に、親王は近習を一人従えて了三の居に赴かれたという。当時、公卿ですら一平民の居宅を訪うなど稀であった時代に、ましてや皇族が赴くなど極めて異例のことであった。了三は親王に経史を講説するのみならず、時にはその奢侈贅沢を諫めることも敢て辞さなかつた。かくして、親王と了三は、深い信頼で結ばれ、親王はその辯の証として、大和錦の御直衣をあつらえた陣羽織を了三に賜つた。後に了三が仁和寺宮征討大将軍の參謀として軍議に参じた際に着したのがその陣羽織である（前掲の肖像画）。



仁和寺宮征討大将軍に『靖献遺言』を講義する了三



「赤心報國」の銘刀

明治天皇の侍講となる

帰京の後、了三は、和歌山城の受城使（明け渡された城を接收する使者）を拝命した。明治二年正月には、それまでの漢学所御用掛と兼ねて明治天皇の侍講を拝命し、特旨によって從六位下に叙せられた。さらに同年三月、天皇が東京に奠都し行幸されると、了三もこれに従い、東京で進講を再開した。彼は、斎戒沐浴してから朝廷に出仕するのを日課とし、四書を始め『詩經』や『大學衍議』など

本陣において、親王の御前で、山崎闇齋の高弟である浅見絅齋が著した『靖献遺言』を講義している。『靖献遺言』は、絅齋がシナ八人の忠臣の事績と遺言を編述した書であり、君臣内外の大義を高唱することで知られる。このとき了三は、本書にある諸葛亮の「前出師表」を講じたとされ、その席には東久世道禧や烏丸光徳等、多くの参謀や公卿が陪席し、陣中の士氣は大いに上がつたといふ。また、了三が陣中で腰に佩していた刀は、「赤心報國」と銘の入つた浅見絅齋伝來の名刀であり、いまその行方は分らないが中沼家に写真が残つている。

昌平麿が昌平学校に改められると、了三は等教授に任命された。

『明治天皇紀』にある了三の侍講日記は、彼が侍講に任命された明治二年正月から三年六月で終わつてゐるが、これは了三の意見が欧化路線を進める親政府の方針と齟齬を来し、三条実美や徳大寺実則等、政府の重臣達と決裂したことが一因とされる。明治三年十二月、彼は病気を理由に官を辞した。

こうしたなか、明治四年三月、了三は突如政府に拘束され、東京の薩摩藩邸に身柄を預けられた。一説によると、これは政府に不満を持つ了三が、横井小楠暗殺事件と岩倉具視暗殺未遂事件（二卿事件）への関与を疑われたことによるものとされる。結局、嫌疑は晴れて釈放されたが、位階は返上させられた。この事件の後、了三は家族を連れて京都に帰り、東山如意ヶ嶽の近くに居を構えて私塾を



明治天皇に講義したとされる『詩經』(中央上)

意見

安倍首相は承認必謹せよ

昨今における今上陛下の御譲位の問題に関して、政府は「一代限りの「退位」（譲位）を認める特例法を制定する方針であるとの報道がなされ、政府の「有識者会議」もこうした政府方針をにじませる内容の「論点整理」を公表した。しかしこの方針について、政府は二つの重大な過ちを犯そうとしている。

第一に、陛下は御譲位について一代限りではなく、恒久的な制度化を思召されているということだ。陛下による先の八月八日の「御言葉」を素直に拝聴すれば、それが将来の天皇を含む「象徴天皇」一般の在り方について述べられたものであることは明らかである。第二に、譲位を一代限りで認める特措法は、現行憲法第二条で、皇位は「国会の議決した皇室典範の定めるところによる」とし、さらにその皇室典範の第四条で、皇嗣の即位は「天皇の崩御」によるとする規定に違反する。

本来、我が国の皇位は「天壤無窮の神勅」に基づき、現行憲法が規定するような「主権者たる国民の総意」に基づくものではない。したがって、皇室典範は憲法や国

会に従属するものではなく、皇位継承の決定権も、一人上御一人に存する筈である。しかしながら、その上御一人であらせられる陛下が、現行憲法の遵守を思し召されている以上は、この度の御譲位も憲法の規定に従う他なく、それに違反する政府方針は御観慮を蔑ろにするものといわざるを得ない。

安倍首相以下、我々国民の義務は承認必謹、ただ陛下の御主意に沿い奉り、御宸襟を安んじ奉ることにのみ存するのであって、一度発せられた陛下のお言葉を歪曲する様な行為は絶対に慎まねばならない。特に、この度における御譲位の思召しとは、陛下が将来の天皇のあるべき姿について、長年、熟慮に熟慮を重ねられない。特に、この度における御譲位の思召しは、陛下が将来の天皇のあるべき理由があるといえども、臣下の分際で反対する資格はない。

ところが、先の「お言葉」にもかかわらず、政府は陛下のご主意を真摯に受け止めず、「一代限りの特措法」という姑息な対応に終始しているのは大変遺憾である。また上述した政府の「有識者会議」では、一部の出席者から公然と譲位に対する反対や慎重意見が噴出したが、異論があるなら、前もって陛下に諫奏申し上げるのが筋であり、後から言うのは不敬

有識者会議での議論を踏まえた「論点整理」では、退位の課題の一つとして、先帝と新帝の間における「象徴と権威の二重化」が挙げられているが、同様の問題は「論点整理」自身で記されているよう、国事行為の臨時代行や摂政の設置によっても起こりうる。また、「論点整理」では、退位が将来の全ての天皇を対象とする場合の課題として、「恒久的な退位制度が必要とする退位の一般的・抽象的な要件が、時の権力による恣意的な判断を正当化する根拠に使われる」ことが挙げられているが、「時の権力による恣意的な判断」は、退位が今上陛下のみを対象とする場合に、「後代に通じる退位の基準や要件を明示しない」ことによつても引き起こされるのである。

このように、有識者会議が「論点整理」で示した、摂政か退位か、退位は全ての御観慮を具現し奉り、一刻も早く御宸襟を安んじ奉るべきである。

千万である。有識者会議は首相の私的諮問機関といえども、安倍首相の政治責任は免れない。有識者会議の結論が出るまことに政府方針が明らかになるというのも倒錯した話であるが、何れにしても一連の対応を見る限り、政府は「一代限りの特措法」という結論ありきで事を進めていくとしか思えない。

有識者会議での議論を踏まえた「論点整理」では、退位の課題の一つとして、先帝と新帝の間における「象徴と権威の二重化」が挙げられているが、同様の問題は「論点整理」自身で記されているよう、国事行為の臨時代行や摂政の設置によっても起こりうる。また、「論点整理」では、退位が将来の全ての天皇を対象とする場合の課題として、「恒久的な退位制度が必要とする退位の一般的・抽象的な要件が、時の権力による恣意的な判断を正当化する根拠に使われる」ことが挙げられているが、「時の権力による恣意的な判断」は、退位が今上陛下のみを対象とする場合に、「後代に通じる退位の基準や要件を明示しない」ことによつても引き起こされるのである。

このように、有識者会議が「論点整理」で示した、摂政か退位か、退位は全ての御観慮を具現し奉り、一刻も早く御宸襟を安んじ奉るべきである。

一決しがたいのであり、だからこそ我々首相以下の国民は、こうした国論を二分しかねない問題については、最終的当事者であらせられる陛下の御裁断を仰ぐほかないのである。したがって、譲位を実現する法形式についても、一般的な特例法の制定以外に、皇室典範の付則に根拠規定を置いた上で特措法を制定する方法や、皇室典範を改正する方法が挙げられているが、政府は陛下に奏聞してご内意を承り、あくまで陛下のご主意に沿い奉る方式での実現を目指すべきである。

かつて孝明天皇は、御観慮に反して通常条約に調印した徳川幕府に御震怒遊ばされ、諸藩に下された密勅の中で、幕府による「違勅不信」の罪を咎められた。これにより朝幕間の齟齬軋轢が天下に露呈したこと、尊皇倒幕の気運が激成し、幕府崩壊の端を開いたのである。このように、我が国における如何なる政府の正当性も、天皇の裁可に基づくのであって、「象徴天皇」を「国民の総意に基づく」と規定する現行憲法ですら、その時の天皇の裁可に基づいているということを安倍首相はゆめゆめ忘れてはならない。

以上の趣意により、安倍首相及び政府は、一切の予断を排し、承認必謹して陛下の御観慮を具現し奉り、一刻も早く御宸襟を安んじ奉るべきである。